

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

当機構の設立は平成15年10月1日のため、平成15年度第1期目の決算においては、通則法第36条第2項に基づき半期決算（10月から3月まで）となっておりますが、平成16年度2期目の決算においては、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間を通じた損益状況となっております。

以下、平成16年度の各勘定における損益状況等について記載しております。

(1) 一般勘定

一般勘定は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に関する業務を総合したものです。

平成16年度の経常収益は運営費交付金、利子補給金を含め約81,057百万円であり、経常費用は経常収益と同額となっております。これは、一般勘定においては、国から措置される利子補給金が損益差に対し補填されるものであることから、利子補給金の予算額に残余が生じた場合であっても当期利益が発生しない仕組みとなっていることによるものです。（残余は預り補助金等として繰越し、翌期に国庫返納されます。）

また、平成15年度からの繰越欠損金約444百万円については、平成18年度において当該欠損金解消のための交付金の要求が認められたことにより、平成18年度決算において欠損金の解消が図られることとなります。

損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成15年度 (10～3月期)	平成16年度	科目	平成15年度 (10～3月期)	平成16年度
経常費用	42,212	81,057	経常収益	41,768	81,057
福祉医療貸付業務費	40,806	78,741	運営費交付金収益	2,093	3,694
経営指導業務費	96	127	福祉医療貸付事業収入	32,233	62,941
福祉保健医療情報サービス業務費	551	1,112	経営指導事業収入	16	30
一般管理費	759	1,077	福祉保健医療情報サービス事業収入	-	0
			補助金等収益	7,417	14,354
			資産見返運営費交付金戻入	2	24
			財務収益	1	2
			雑益	7	14
当期利益	-	0	当期損失	444	-
合計	42,212	81,057	合計	42,212	81,057

(2) 長寿・子育て・障害者基金勘定

平成16年度の経常収益は約4,309百万円であり、このうち基金事業運用収入は約4,214百万円となっております。

また、当勘定においては、独立行政法人会計基準に基づき、賞与引当金繰入及び退職給付引当金繰入を計上するとともに、平成16年度においては、臨時利益として平成17年2月～3月に長野で開催されたスペシャルオリンピックスに対し助成した780百万円について障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入益を計上しております。

当期利益約540百万円が発生しておりますが、平成15年度と同様に通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成15年度 (10～3月期)	平成16年度	科目	平成15年度 (10～3月期)	平成16年度
経常費用	2,081	4,550	経常収益	2,162	4,309
社会福祉事業振興業務費	2,040	4,271	基金事業運用収入	2,129	4,214
一般管理費	41	279	財務収益	0	0
当期利益	92	540	雑益	33	95
			臨時利益	12	780
合計	2,173	5,089	合計	2,173	5,089

(3) 共済勘定

平成 16 年度の経常収益は約 79,410 百万円であり、経常費用は約 79,544 百万円となっております。また、法令に基づく引当金等に係る臨時利益は約 547 百万円、臨時損失は約 784 百万円となっており、当期総損失は約 370 百万円となっております。

これは、平成 15 年度補正予算による都道府県補助金の未入金分約 4,944 百万円が、平成 16 年度において上乗せ補填され補助金等収益として計上されたこと、一方、平成 16 年度補正予算による都道府県補助金の未入金見合い分約 5,314 百万円について当機構が短期借入金により退職手当給付金として立替支給したことから、その差額が当期総損失として発生したものです。

なお、当期損失の原因となった短期借入金については、平成 17 年度において都道府県補助金として上乗せ補助された結果、平成 17 年 5 月 31 日付けで返済しております。

損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 15 年度 (10～3月期)	平成 16 年度	科目	平成 15 年度 (10～3月期)	平成 16 年度
経常費用	23,594	79,544	経常収益	9,427	79,410
退職手当共済業務費	23,567	79,409	運営費交付金収益	254	607
一般管理費	25	131	退職手当共済事業収入	97	28,575
財務費用	2	3	補助金等収益	9,077	50,228
臨時損失	96	784	資産見返運営費交付金戻入	0	1
			財務収益	0	0
			臨時利益	9,319	547
			当期損失	4,944	370
合計	23,691	80,328	合計	23,691	80,328

(4) 保険勘定

平成 16 年度の経常収益は約 23,573 百万円、経常費用は約 19,119 百万円であり経常利益は約 4,454 百万円となっております。

また、法令に基づく引当金等に係る臨時損失は約 6,800 百万円となっており、当期総損失は、経常利益との差額約 2,346 百万円となっております。

なお、臨時損失は、年金受給者の増加に伴い年金の現価相当額が増加したこと等により独立行政法人会計基準に基づく心身障害者扶養保険責任準備金額約 86,617 百万円の計上となり、平成 16 年度末において同準備金に対する積立て不足額を心身障害者扶養保険責任準備金繰入したため発生したものです。

損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 15 年度 (10～3月期)	平成 16 年度	科目	平成 15 年度 (10～3月期)	平成 16 年度
経常費用	11,720	19,119	経常収益	16,344	23,573
心身障害者扶養保険業務費	11,720	19,079	運営費交付金収益	39	108
一般管理費	0	40	心身障害者扶養保険事業収入	16,306	23,465
臨時損失	6,039	6,800	資産見返運営費交付金戻入	0	0
			財務収益	0	0
			当期損失	1,415	2,346
合計	17,759	25,919	合計	17,759	25,919

(5) 年金担保貸付勘定

平成 16 年度の経常収益は運営費交付金を含め約 2,894 百万円、経常費用は借入金利息約 540 百万円を含め約 2,568 百万円となっており、当期総利益は約 326 百万円となっております。

年金担保貸付事業においては、平成 15 年度において繰越欠損金約 142 百万円を計上したため、平成 16 年 4 月から貸付金利を 0.1% 上乘せし、オンコスト分の金利差益を確保したことにより前期繰越欠損金を解消しております。なお、平成 16 年度においては当期未処分利益約 185 百万円が発生しており、当該未処分利益については、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 15 年度 (10～3月期)	平成 16 年度	科目	平成 15 年度 (10～3月期)	平成 16 年度
経常費用	1,172	2,568	経常収益	1,131	2,894
年金担保貸付業務費	1,158	2,464	運営費交付金収益	100	236
一般管理費	14	104	年金担保貸付事業収入	1,030	2,652
			資産見返運営費交付金戻入	0	3
			財務収益	1	3
			雑益	0	0
当期利益	-	326	当期損失	41	-
合計	1,172	2,894	合計	1,172	2,894

(6) 労災年金担保貸付勘定

当勘定は平成 16 年 4 月 1 日より労働福祉事業団の解散に伴い業務移管されたものです。

平成 16 年度の経常収益は運営費交付金を含め約 46 百万円、経常費用は約 48 百万円となっておりますが、事業承継以降に申込みのあった大半の借入者が当機構の信用保証制度を利用し優良保証債権に区分されたため、臨時利益として貸倒引当金戻入益が約 6 百万円発生し、経常損失との差額約 4 百万円が当期総利益となっております。

当期利益約 4 百万円については、年金担保貸付勘定と同様に通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	平成 16 年度	科目	平成 16 年度
経常費用	48	経常収益	46
労災年金担保貸付業務費	40	運営費交付金収益	23
一般管理費	8	労災年金担保貸付事業収入	23
当期利益	4	資産見返運営費交付金戻入	0
		財務収益	0
		雑益	1
		臨時利益	6
合計	52	合計	52

2. 将来展望と対処すべき課題

少子・高齢化が急速に進行する中で、国民一人ひとりが心豊かに安心して暮らすことができる社会を築くためには、社会保障の基盤を揺るぎないものとしていく必要があります。このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくりのための施策が進められています。

このような状況において、ニーズの拡大に見合うサービス提供基盤の量的整備は一層進展すると考えられます。これに加え、今後は、国民のニーズの高度化に伴い、より質の高い快適なサービスを求める傾向が強まり、福祉の面では、特別養護老人ホームの個室化や保育ニーズの多様化への対応、医療の面では、患者本位の医療の実現のためのIT化等医療情報化の推進や長期療養環境の改善なども重要な政策課題となっていきます。そうしたサービスの質的向上に対応するためにも、福祉・医療貸付事業に対する需要は拡大していくものと思われま

す。また、民間福祉活動の振興を図るため、ボランティア団体等に対して資金助成を行うことは、ますます重要となっております。

さらに、年金受給者数についても、高齢人口の増加とともに、毎年度約5%程度で増加していきますので、年金担保貸付事業の需要も増大することが見込まれております。

以上のことから当機構は、平成15年10月1日に厚生労働省から国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている旨の中期目標の指示を受け、その中期目標に対して、当機構は国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関となることを目指して、適切な業務運営に努めるための中期計画及び年度計画を作成し、業務運営の効率化、業務の質の向上を図ってまいります。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、ますます重要となる役割を果たすべく、事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していくことにより、市場において積極的な評価をいただけるよう努めて参存であります。

(1) 特殊法人改革への対応

当機構は、国民の健康と福祉の向上に資するため、良質な福祉、介護、医療サービス等を提供する国の施策と表裏一体となって事業を推進していくという重要な役割を担っております。

平成13年12月19日に、今後の特殊法人改革を方向付けるものとして、「特殊法人等整理合理化計画」が策定され、平成14年12月13日には「独立行政法人福祉医療機構法」が施行され、平成15年10月から「独立行政法人福祉医療機構」が発足しました。「独立行政法人」という制度の下で、組織の使命を全うするため、中期計画に基づき一層の業務の効率化やサービスの向上に努めて参ります。

(2) 財政投融資制度改革への対応

財政投融資制度改革において、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価にさらされることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まる。このため、特殊法人等は、まず、その資金を原則として自己調達することを検討し、各機関は財投機関債の発行に向けた最大限の努力を行う。」という骨子が示されております。こうした改革の趣旨を踏まえ、当機構では、平成13年度より財投機関債の発行を開始しており、平成18年度は1,215億円の財投機関債の発行を計画しております。

(3) 安定的な事業運営のためのリスク管理の徹底

将来にわたって、安定的な事業運営を継続していくためには、経営の合理化、効率化を進めるとともに、貸付事業に伴う金利リスク、貸倒リスク等に対応して適切なリスク管理を実施していく必要があります。このため、当機構として経営管理の強化、ALMシステムの運用などリスク管理体制の充実に努めて参ります。

(4) 透明性を確保するための情報公開の推進

当機構の業務運営や財務内容については、透明性を確保し国民の皆様への説明責任を果たすためにも、広く情報を公開することが求められております。平成14年10月1日に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の趣旨を踏まえつつ、今後とも積極的に情報公開に取組み、当機構の業務や取組みに対する国民の皆様の幅広い理解と支持を得られるよう努めて参ります。

3. 事業等のリスク

(1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国のプラン・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築及び年金受給者の自立支援等、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等、政策目的の実現のため、政府と一体となって事業を推進しております。従ってこれらの国等の政策及び関与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

(2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第32条、第33条及び第35条等により、各事業年度における業務の実績について主務省庁による評価委員会及び総務省組織令に基づく審議会の評価を受けなければならないとされております。また、厚生労働大臣は、当機構の中期目標の終了時において評価委員会の意見を聴いたうえで、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

(3) 当機構における貸付事業について

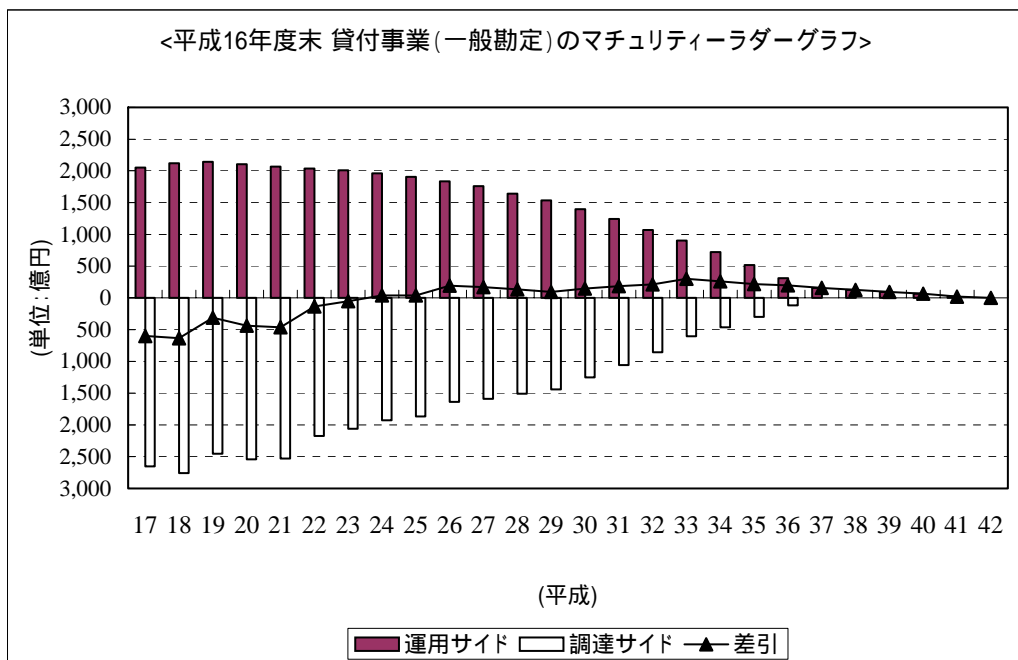
金利リスク等について

当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負っております。

また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがありますが、事業団から承継された平成10年3月以前の貸付原資である財政融資資金借入金繰上償還が認められていないことから、再運用リスクがあり、当該リスクは当機構が負っております。しかし、これら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされております。

なお、当該勘定が事業団から承継される以前の平成10年10月1日以降の貸付けから、任意の繰上償還に際して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、当該リスクの軽減を図っております。(参考：平成16年度における繰上償還率は、福祉貸付0.71%、医療貸付3.51%)

このように金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性がありますが、マチュリティアダプター法、デュレーション等の金利リスク測定を活用し、ALMシステムの構築などリスク管理体制の充実に努めることとしております。



<平成 16 年度 一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素>

運用サイド（貸付金）		調達サイド（財政融資資金借入金・債券）	
貸付金残高		借入金等残高	
福祉貸付	12,419 億円	財政融資資金借入金	30,849 億円
医療貸付	20,999 億円	債券（政府保証債及び財投機関債）	950 億円
計	33,418 億円	貸付受入金相当分	1,604 億円
		計	33,403 億円
（貸付金償還方法）		（借入金償還方法）	
福祉貸付		元金均等年 2 回償還（利息も同じ）	
・元金均等年賦償還（利息年 2 回）		（債券償還方法）	
（注）一部は医療貸付と同じ		満期（3 年、5 年及び 10 年）一括償還	
医療貸付		（利息年 2 回）	
・元金均等 3 か月賦償還（利息も同じ）			
貸付平均利回り		借入金等平均利回り	
福祉貸付	1.89%	財政融資資金借入金	2.44%
医療貸付	2.10%	債券（政府保証債及び財投機関債）	1.71%
計	2.02%	計	2.42%
貸付平均残余年数		借入金等平均残余年数	
福祉貸付	14.4 年	財政融資資金借入金	14.30 年
医療貸付	17.2 年	債券（政府保証債及び財投機関債）	3.64 年
計	16.2 年	計	13.98 年
当初平均貸付期間		当初平均借入期間	
福祉貸付	19.8 年	財政融資資金借入金	19.77 年
医療貸付	21.7 年		
計	20.9 年		
デュレーション	8.17	デュレーション	7.17

貸倒リスクについて

（ア）一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機構は適切な債権管理に努めるとともに貸付先の経営診断・指導を行うことにより延滞債権の回収とその発生額の減少に努めております。

（イ）年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業においては、貸付金の回収にあたり社会保険庁からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、借入希望者の多くが利用する財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

（ウ）労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業は、平成 16 年 4 月 1 日に労働福祉事業団の解散に伴い当機構へ業務移管されたものであります。

労災年金担保貸付事業においても、貸付金の回収にあたり厚生労働省からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、平成 16 年度から年金担保貸付事業同様、財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても年金担保貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

財団法人年金融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。なお、平成 16 年度における貸付利用者のうち 99.3%（年金担保貸付 99.5%、労災年金担保貸付 88.3%）が当制度を利用しております。

< 貸付事業における債権分類について >

一般勘定においては、平成 10 年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、破綻先債権額、3 箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

また、年金担保貸付勘定においては、業務を開始した平成 13 年度から開示しております。

なお、このリスク管理債権額は、差し入れられた担保等からの回収見込額を控除する前の金額であり、開示した残高のすべてが回収不能となるものではありません。

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	事業団		当機構	
	平成 15 年度 (4 月～9 月期)	平成 15 年度 (10 月～3 月期)	平成 15 年度 (10 月～3 月期)	平成 16 年度
破綻先債権額 (A)	5,624	6,556	6,556	4,676
うち 6 箇月以上延滞債権額 (B)	4,784	5,908	5,908	2,327
延滞債権額 (C)	19,704	15,690	15,690	16,259
3 箇月以上延滞債権額 (D)	2,572	2,981	2,981	1,159
貸出条件緩和債権額 (E)	18,901	22,308	22,308	29,013
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	46,802	47,537	47,537	51,109
総貸付残高 (G)	3,066,238	3,176,431	3,176,431	3,341,797
比率 (F) / (G) × 100	1.53%	1.50%	1.50%	1.53%
(参考){ (B) + (C) } / (G) × 100	0.80%	0.68%	0.68%	0.56%

(年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分	事業団		当機構	
	平成 15 年度 (4 月～9 月期)	平成 15 年度 (10 月～3 月期)	平成 15 年度 (10 月～3 月期)	平成 16 年度
破綻先債権額 (A)	195	232	232	269
うち 6 箇月以上延滞債権額 (B)	99	127	127	170
延滞債権額 (C)	180	234	234	317
3 箇月以上延滞債権額 (D)	161	183	183	192
貸出条件緩和債権額 (E)	27	33	33	28
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	564	684	684	808
総貸付残高 (G)	213,705	215,862	215,862	219,062
比率 (F) / (G) × 100	0.26%	0.32%	0.32%	0.37%
(参考){ (B) + (C) } / (G) × 100	0.13%	0.17%	0.17%	0.22%

(労災年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度
破綻先債権額 (A)	79
うち 6 箇月以上延滞債権額 (B)	44
延滞債権額 (C)	17
3 箇月以上延滞債権額 (D)	0
貸出条件緩和債権額 (E)	1
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	99
総貸付残高 (G)	5,336
比率 (F) / (G) × 100	1.86
(参考){ (B) + (C) } / (G) × 100	1.17

注 1) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

注 2) 一般勘定における総貸付残高 (G) には、以下の貸付受入金が含まれております。

- ・平成 15 年度 (4 月～9 月期) 貸付受入金 98,520 百万円
- ・平成 15 年度 (10 月～3 月期) 貸付受入金 141,420 百万円
- ・平成 16 年度 貸付受入金 160,419 百万円

注 3) 区分の定義は、以下のとおりです。

- (A) 破綻先債権額 会社更生開始、破産、清算等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付けの元金残高額をいいます。
- (B) うち 6 箇月以上延滞債権額 破綻先債権額 (A) のうち、弁済期限 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額をいいます。
- (C) 延滞債権額 弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で破綻先債権額 (A) に該当しないものをいいます。
- (D) 3 箇月以上延滞債権額 弁済期限を 3 箇月以上 6 箇月未満経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で、破綻先債権額 (A) に該当しないものをいいます。
- (E) 貸出条件緩和債権額 経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩 (元本の返済猶予、一部債権放棄など) を行った貸付けの元金残高で、破綻先債権額 (A)、延滞債権額 (C) 及び 3 箇月以上延滞債権額 (D) に該当しないものをいいます。

<貸出金の自己査定について>

当機構における平成16年度末における貸出金の資産内容につきましては次のとおりであります。

(一般勘定) (単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正 常 先	14,718	3,119,177
	要 注 意 先	122	41,040
	要管理先以外	53	8,271
	要管理先	69	32,769
	計	14,840	3,160,217
貸倒懸念債権	破 綻 懸 念 先	56	12,192
	実 質 破 綻 先	16	4,290
	計	72	16,483
破産更生債権等	破 綻 先	27	4,676
合 計		14,939	3,181,377

(年金担保貸付勘定) (単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正 常 先	308,336	218,220
	要 注 意 先	399	256
	要管理先以外	59	36
	要管理先	340	220
	計	308,735	218,476
貸倒懸念債権	破 綻 懸 念 先	486	317
	実 質 破 綻 先	-	-
	計	486	317
破産更生債権等	破 綻 先	263	269
合 計		309,484	219,062

(労災年金担保貸付勘定) (単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正 常 先	5,003	5,210
	要 注 意 先	46	30
	要管理先以外	43	29
	要管理先	3	1
	計	5,049	5,240
貸倒懸念債権	破 綻 懸 念 先	12	17
	実 質 破 綻 先	-	-
	計	12	17
破産更生債権等	破 綻 先	83	79
合 計		5,144	5,336

注1) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高160,419百万円を控除したものです。

注3) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・ 正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- ・ 要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、利息支払いが事実上延滞など履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
- ・ 要管理先以外 : 要管理先以外の元本返済、利息支払いが延滞している要注意先債権
- ・ 要管理先 : 要注意先に対する債権における「3箇月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」
- ・ 破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- ・ 実質破綻先 : 実質的な経営破綻、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど実質的な経営破綻に陥っている債務者
- ・ 破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば会社更生開始、破産、清算等の事由により経営破綻に陥っている債務者及び債務者が死亡した場合

(4) 承継債権管理回収業務について

承継債権管理回収業務は、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第3条の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が平成18年4月1日より承継したものです。

当該業務については新たな貸付けを行っておりません。また、承継した債権については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物権及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時行うことにより、適切な債権管理・回収を行って参ります。

なお、今後、貸倒れによる損失等により繰越欠損金が発生した場合は、欠損金相当額を出資金から減額する仕組みとなっておりますので、新たな負担が発生する等のリスクはございません。

4 . 経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

5 . 研究開発活動

当機構において研究開発活動は行っておりません。

6. 財政状態及び経営成績の分析

(1) 平成 16 年度末における財政状態について

当機構における法人単位全体の資産は、約 3 兆 7,607 億円となっています。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の約 3 兆 1,959 億円が全体の 84.98%を占めています。さらに、一般勘定における資産のうち、固定資産である長期貸付金が約 2 兆 9,583 億円であり資産全体の 92.57%を占めています。

一方、負債についても資産と同様に一般勘定が全体の 90.83%を占めています。

< 各勘定別の財政状態 >

(単位:百万円)

	一般勘定	長寿・子育て・ 障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担 保貸付勘定	法人単位
資産の部	3,195,864	282,357	984	47,349	228,264	5,875	3,760,693
負債の部	3,191,263	1,140	6,298	86,629	40		3,513,451
資本の部	4,600	281,217	5,314	39,279	5,835		247,241
負債資本合計	3,195,864	282,357	984	47,349	228,264	5,875	3,760,693

(2) 平成 16 年度における経営成績について

当機構における法人単位全体の経常収益は、約 1,913 億円となっています。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の約 811 億円が全体の 42.37%を、共済勘定の約 794 億円が 41.51%を占めています。

一方、経常費用においては、法人単位全体で約 1,869 億円、経常収益と同様に一般勘定における約 811 億円が全体の 43.37%を、共済勘定における約 795 億円が 42.56%を占めています。

さらに法人単位全体の当期損失は約 18 億円となっており、これは保険勘定で約 23 億円、共済勘定で約 4 億円の当期損失を計上したことによるものです。なお、当機構では機構法第 15 条に基づき区分経理することとなっておりますので、各勘定別の詳細につきましては、42～44 ページの「第二部 発行情報 第 2 事業の状況 1. 業績等の概要」をご参照ください。

< 各勘定別の経営成績 >

(単位:百万円)

	一般勘定	長寿・子育て・ 障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担 保貸付勘定	法人単位
経常収益	81,057	4,309	79,410	23,573	2,894	46	191,291
経常費用	81,057	4,550	79,544	19,119	2,568	48	186,886
経常利益又は損失	0	240	133	4,454	326	2	4,405
臨時損失	-	-	784	6,800	-	-	7,584
臨時利益	-	780	547	-	-	6	1,333
当期利益又は損失	0	540	370	2,346	326	4	1,846

(3) 平成 16 年度 行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、企業会計原則に準拠した独立行政法人会計基準に基づく財務諸表の一つとして作成しております。

行政サービス実施コストでは、国民の将来の負担や内在的な損失等を明確にするため将来生じ得るリスクについても民間企業と同様の評価を行い、また、通常コストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用についてもコストとして認識しております。

(単位:百万円)

科 目	一般勘定	長寿・子育て・ 障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担 保貸付勘定	法人単位
業務費用	18,071	240	50,969	4,345	88	19	64,867
損益外減価償却相当額	327	-	-	-	2	-	329
引当外退職給付増加見積額	271	6	30	78	150	24	15
機会費用	69	3,687	-	-	-	77	3,833
行政サービス実施コスト	18,196	3,934	50,999	4,268	64	120	69,045

(4) 平成 17 年度財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

平成 17 年度政策コスト分析結果は下記のとおりであります（財務省より平成 17 年 7 月 28 日公表）。

なお、政策コスト分析では、平成 17 年度財政投融资対象事業である一般勘定（福祉医療貸付事業）及び年金担保貸付勘定についての分析がなされています。分析は、平成 18 年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する（割引現在価値額）、出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われています。

区 分	政策コスト	分析期間
両勘定合計	122 億円	
一般勘定（福祉医療貸付事業）	114 億円	26 年間
年金担保貸付勘定	8 億円	6 年間

なお、当該分析の詳細は、財務省 HP（<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/tosin/zaitoa170728.htm>）をご参照ください。

(5) 独立行政法人評価委員会における業績評価について

当機構は、通則法第 32 条に基づき、厚生労働省に設置されている独立行政法人評価委員会の業績評価を受けています。以下は、平成 16 年度における当該評価結果を当機構が抜粋したものです。

平成 16 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、長寿・子育て・障害者基金事業、社会福祉施設職員等退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかねばならない。

平成 16 年度においては、ISO9001 の早期認証取得への取組や目標管理型人事評価制度の本格実施など、平成 15 年度に行われた業務の運営管理の改善のための新たな取組が着実に進展し、成果を上げていることは評価できる。また、業務運営の効率化に伴う一般管理費の経費節減等については、中期目標の実現に向けて実績を上げている。中期目標等の確実な達成に向けて努力を期待する。

福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し貸付けが行われている。審査業務及び資金交付業務の迅速化において実績を上げているが、当該貸付業務については、一層リスク管理体制を強化していくことが期待される。なお、医療貸付については、民業補完の観点から引き続き融資対象事業、融資条件等を適切に見直していく必要がある。

心身障害者扶養保険事業については、中期目標で定める当該事業の見直しについて検討が進められることとなっている。

平成 16 年度から業務が移管された労災年金担保貸付事業については、従前から福祉医療機構で行われていた年金担保貸付事業の仕組みを活用した結果、サービス等が改善され、借入申込件数の増加等の効果が認められる。

他にも、国民・利用者に対するサービスの向上についての更なる取組がなされており、事務処理期間の短縮などの実績を上げており、今後とも引き続き、計画の達成に向けて一層の努力を期待する。

これらを踏まえると、中期目標の第 2 年度に当たる平成 16 年度の業務実績については、全体としては福祉医療機構の設立目的である「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。

なお、福祉医療機構の多岐にわたる業務内容について積極的に周知に努めるとともに、今後とも時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。

なお、具体的評価内容等の全文につきましては、

当機構ホームページ（<http://www.wam.go.jp/wam/koukai/index.html>）又は

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/08/s0824-3a.html>）に掲載されています。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成16年度は、ホストコンピュータの購入など合計で75百万円の設備等支出を行っております。

2. 主要な設備の状況

(平成17年3月31日現在)

(単位：百万円)

内 容	所 在 地	建 物	構 築 物	車 両・ 運 搬 具	備 品	土 地		合 計
		帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面 積	帳簿価格	帳簿価格
事務所・ 宿舎等	東京都 港区他	1,226	11	1	442	9,053.23 m ²	1,786	3,466

3. 設備の新設・除却等の計画

平成17年度及び平成18年度の主要な設備等への支出計画は特にありません。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構及び事業団における資本金残高の推移は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	事業団			当機構	
	平成 13 年度末	平成 14 年度末	平成 15 年度末 (4月～9月期)	平成 15 年度末 (10月～3月期)	平成 16 年度末
一般勘定 ^(注)	12,550	12,550	12,550	5,535	5,535
長寿・子育て・ 障害者基金勘定 ¹	280,000	280,000	280,000	280,000	278,710
共済勘定 ^(注)				-	-
保険勘定 ^(注)				-	-
年金担保 貸付勘定	-	-	-	-	-
労災年金担保 貸付勘定 ²					5,831
合 計	292,550	292,550	292,550	285,535	290,076

注) 事業団においては、共済勘定及び保険勘定を一般勘定における共済経理及び保険経理として整理していましたが、当機構の設立以降については、共済勘定及び保険勘定として区分経理のうえ整理を行っております。

¹ 独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 139 号)による改正後の独立行政法人福祉医療機構法(平成 14 年法律第 166 号)附則第 11 条第 1 項の規定に基づき、障害者のスポーツの振興のため特に必要と認められる活動について、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受け特に必要な助成を行うことを目的として当該基金のうち 1,290,000,000 円を取り崩すとともに、同額の資本金を減少しております。

² 労災年金担保貸付勘定における出資金については、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成 14 年法律第 171 号)附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、平成 16 年 4 月 1 日に承継されたものです。

2. 役員状況（平成18年4月1日現在）

役職名	氏名 (生年月日) 理事の担当業務	任期	略歴
理事長	山口 剛彦 (昭和16年12月30日生)	自平成15年10月1日 至平成19年9月30日	昭和40年4月 厚生省入省 平成6年9月 厚生大臣官房長 平成8年11月 厚生事務次官 平成12年1月 社会福祉・医療事業団副理事長 平成13年2月 社会福祉・医療事業団理事長 平成15年10月 当機構理事長
理事	荒賀 泰太 (昭和20年2月20日生) 総務部、企画指導部 年金貸付部	自平成15年10月1日 至平成19年9月30日	昭和42年4月 厚生省入省 平成5年6月 厚生省保健医療局国立病院部長 平成7年6月 厚生省薬務局長 平成8年8月 (財)厚生年金事業振興団常務理事 平成13年4月 社会福祉・医療事業団副理事長 平成15年10月 当機構理事
理事	植田 光憲 (昭和16年11月28日生) 経理部、管理部	自平成15年10月1日 至平成19年9月30日	昭和40年4月 国民金融公庫勤務 平成10年6月 国民金融公庫大阪支店長 平成11年10月 国民生活金融公庫特別参与 平成12年6月 国民生活金融公庫理事 平成14年6月 社会福祉・医療事業団理事 平成15年10月 当機構理事
理事	小田 清一 (昭和25年11月12日生) 情報事業部、医療貸付部、 基金事業部	自平成17年10月1日 至平成19年9月30日	昭和51年4月 厚生省入省 平成13年1月 厚生労働省健康局国立病院部政策医療課長 平成14年4月 北海道保健福祉部長 平成16年4月 国立医薬品食品衛生研究所企画調整官 平成16年7月 厚生労働省労働基準局安全衛生部長 平成17年10月 当機構理事
理事	川井 一心 (昭和18年8月26日生) 福祉貸付部、共済部	自平成17年10月1日 至平成19年9月30日	昭和44年4月 厚生省入省 平成11年8月 厚生省社会・援護局地域福祉課長 平成14年8月 社会福祉・医療事業団福祉貸付部長 平成15年4月 社会福祉・医療事業団総務部長 平成15年10月 当機構総務部長 平成17年10月 当機構理事
監事	並河 健三 (昭和16年7月25日生)	自平成15年10月1日 至平成19年9月30日	昭和40年4月 東洋信託銀行(株)入社 平成8年5月 東洋信託銀行(株)取締役 平成11年6月 東洋信総合ファイナンス(株)取締役社長 平成14年1月 UFI代行ビジネス(株)監査役 平成15年6月 UFI代行ビジネス(株)特別参与 平成15年10月 当機構監事
監事 (非常勤)	加々見 隆 (昭和24年3月2日生)	自平成15年10月1日 至平成19年9月30日	昭和47年4月 厚生省入省 平成5年6月 厚生省大臣官房統計情報部管理企画課長 平成6年9月 社会保険診療報酬支払基金審議役 平成10年7月 社会保険大学校長 平成11年9月 農業者年金基金理事 平成15年10月 当機構監事

3 . コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第 3 条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、このほか年金制度等に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的として設立された独立行政法人であります。厚生労働大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っています。

厚生労働省には、当機構の業務実績に関する評価を行うため、独立行政法人評価委員会が設置されています。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、「第二部発行者情報 第 1 発行者の概況 3 . 事業の内容 (4) 日本政府との関係について」をご参照ください。

(2) 内部管理等の体制

役員による運営

当機構は、理事長及び理事等により構成される経営企画会議において、経営の企画及び管理に係る重要事項に関し協議を行います。

監事による監査

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行います。監事は監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは、報告書に意見を付すことができます。また、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を提出することができます。

内部監査

理事長は、当機構の業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行うことができます。

会計監査人による監査

当機構は、通則法第 38 条第 2 項及び第 39 条により会計監査人により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めています。